

平成 30 年度第 1 回県央地区保健医療福祉推進会議議事録

1 開会

2 議題

(1) 医療法人社団葵会 七沢リハビリテーション病院の開設について

○資料説明

- ・説明者：県立病院課

資料 1 旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲及び新病院の開院について

- ・説明者：医療法人社団葵会 七沢リハビリテーション病院

資料 2 医療法人社団葵会 七沢リハビリテーション病院 事業計画書

<委員>

本日ご参加の委員の皆様には一般病床なのか療養病床なのかということが議論の争点というか、そこが一番大事なところなのですが、果たしてその違いが何がということが今の話だけでは分からない方がいらっしやると思いますので、差し出がましいですが簡単に説明させていただきます。七沢リハ病院の場合は 245 床という病床数に対して、もし仮に、これが一般病床でやる場合には、医師が医療法上定められておりますのは、16 名以上となります。一方で、245 床すべて療養病床で運営するとすればルール上 6 名でよいということになり、この隔たりが療養病床でやるか一般病床でやるかでルールでいえば医師数に 10 名の違いがあるということになります。ここが最大の違い、他の細かいことはいくつかありますが、一番大きい問題は医者数が全然違うよということになります。こここのところの視点を持っていただきまして議論していただければと思います。

<委員>

前回 7 月 10 日に厚木医師会の談話室で県の医療課の方から聞いた話では移譲に際しての条件は回復期としか書いていないので、どちらにもとれる、要するに拒否をできない、承継といいながらどちらでもできますよというふうな説明を受けたような気がします。そうすると逆に考えてみると何で療養型ではいけなくて一般病床でなければいけないのですか。どちらでもとれてよくて、どちらでも良いというのであれば、当病院を継承しても、一般病床でも療養病床のどちらの回復期病床でも良いとしたら一般病床にこんな苦勞して、葵会も一年以内にやらなければならない。何でこんなことになってしまうのか。もし継承がどちらでもいいのであれば、楽な方でやればいいじゃないですか。それを県の方も一年以内にやってもらうように監視するとか、副知事までがそう言っているとか、葵会の今の計画を見ても一年以内にこうしていくということは、何だかんだ言ってもお互いに承継するということは一般病床としてやっているということを前提に話をしているからではないのですか。

<事務局>

7月10日にいらっしゃらない方も多いので少し丁寧に説明させていただきます。7月10日に4医師会2病院協会の皆様に説明したときに、この問題について馬嶋会長がまさにおっしゃってくださったのですが、分けてご説明させていただきたいということです。移譲の条件それから主に許認可、3つめが地域との信頼関係、この3つで説明させていただきました。移譲の条件ですと、回復期をやること、ということ大きな条件として出させていたのですが、移譲だけをみればここに病床の種別というのは条件にございませんという説明を確かにさせていただきました。ただ葬会からは当初の事業計画の中で医師を16名17名配置するというのもともと出していらっしゃいますので、これは必ず守っていただくというのが移譲の条件です。これは病床の種別とは直接リンクしません。これがまず1点です。委員がおっしゃった、なぜ一般病床にしなければならないのか。ここでもございますが、今度は許認可の問題でございます。許認可上の病床承継というときには、許可条件に出しましたけれども、もともとの病床は一般病床の回復期であったので、病床種別というのも最終的には一般病床で引き継がなければならないということもございます。最初は療養、回復期リハの場合だけの話なのですが段階的に増やして、最終的には一般病床にしなければならないというのが許認可の方で条件を出させていただいているということもございます。

<委員>

医療課長がお話されたことはあくまでも医療課長の今の許認可の立場でお話されているわけですが。そもそも何でこの件がこんなにもめることになったかという旧七沢病院の病床を県央地区に譲るかどうかという話があって、その結果、前の県立病院課の、今ここにおられない担当の方々が、病院とかいろんなところに七沢の機能をそのまま承継、一般回復期でやるのですよ、それでしか移譲はしませんよ、ずっと私どもの方に言い続けるというか、そうとらえるような発言をしてきたわけです。委員及び前の会長もそのように理解されており、旧七沢病院は一般回復期での移譲となるわけです。この条件での移譲であればこんなにもめることはなく、今回県が提案した条件の場合には別の病院とかいろいろところが手上げをする可能性があったことは一つ言えるということ。あとは結果的に葬会に決まって葬会東京本部の部長さんに二回ぐらいお会いして結構フレンドリーな話を当時はしていたのですが、プレゼンテーションに出した仮称厚木リハビリテーション病院という名前にして、葬会がたくさんの人も金も持っていて僕らに任してくれれば大丈夫だよ、地域の人から名称に関して言われることがなければ、厚木リハビリテーション病院という名前なんか仮称でプレゼンテーションするわけではないと思います。

僕はそう思っていて、配慮しながらやっているのも一緒にやっていけるところがあるのかなと思ったところがあります。けれども、結果的に葬会が一般回復期で開院できない。なんでそれなら最初のプレゼンテーションのときに人、モノ、金があり、俺たちはこれだけできるという話をしたのか。そのプレゼンテーションで審査が通っているわけです。それを突然6月の時点で、県から現在こんなふうになっていますよと言われました。えっ、なんぞという話になるのは当然の話ですよね。県が葬会に対して療養で始めてもいいよという感

覚が僕らには理解できないし、葬会もこういう工程表作っていただいて、実際これが本当にできるのかということは、僕らは注視しています。もしも一般回復期でやろうと思ったら43床で開院できるはずなのですね。後は、療養で始まった場合、僕らは回復期、百歩譲って療養回復期、一般回復期、療養とした場合やはり病院を作るということに当たっては必ず最初のときは特別入院基本料というところから始まって、実績を積んで、物事を積み立てていくというのが病院として当たり前のことだと思います。それを何で最初が療養病床か、他の病院であれば許しますか。何でこういうことを許してできるのかということが非常に疑問なところがあって、一般回復期でベッド数が少なくても、名称もきっちり決めてしっかりやってくれば地域の中で溶け込んで一緒にできるのに、あえてこういう風な、言い方が悪いけれど挑戦的なことをやってくるのかが僕はすごい疑問に感じます。それに関しては医療課長、いかがお考えでしょうか。

< 県立病院担当部長 >

移譲の時の最初の説明の中で私どもの方が七沢の機能を承継するという形で説明があったというようなご指摘をいただきました。それと今回の募集要項では病床の種別は書かなかったというところがございます。移譲にあたりましては繰り返しになりますけれども、先ほど資料でご説明させていただいたとおり、この地域で回復期病床が不足するという地域医療構想の策定の中でそういった結果が出ていたことから、やはりここで回復期をそのまま引き継いでやっていただくということが必要だろうということでここから移譲ということを考えたわけがございます。条件はそういった機能に着目して回復期とさせていただきました。ただ七沢の機能を承継するという点については例えば審査の中であるいは葬会からでてきた最初の事業計画の中でどういう患者像なのか急性期を脱した患者を受け入れて高度リハビリを提供して地域に復帰させることですか、それからそれに必要な医師という数についても書かれていたわけで、それに関しましては旧七沢の機能をしっかり引き継いでいるというような形で事業計画を出され、判断したわけがございます。そういった観点から確かに募集要項には病床種別は書きませんでしたけれども、旧七沢の機能、回復期にはきちんとやっていくというところに関しては事業計画、それに則った形で事業計画が出されてきたと判断しているというわけがございます。

< 委員 >

地域医療構想の中で重要な話になってきますので、療養病床で認めたという経緯についてお伺いしたい。

< 事務局 >

お答えします。まず病床種別の療養病床、病床機能区分は4区分ございます。高度急性期、急性期、回復期、慢性期。で、今回話が出ている回復期は、診療報酬でいいますと、回復期リハビリテーション病棟と地域包括ケア病棟の2種類が主にございます。回復期リハビリテーション病棟をとっている場合には、病床種別は一般病床と療養病床の2種類となります。

回復期リハをやるところにおいて、これは回復期でございますので、承継が関係なければ療養病床でもよかったわけです。しかし、今回承継ということで、これは移譲の話を切り分けますと承継ということでしたので前の一般病床を引き継がなければならないということで期間において、これは1年ということで私たち決めておりますけれども、開棟後1年以内に一般病床の人員を確保してくださいという条件を付したというわけでございます。

<委員>

もう一度確認しますけれども、一般病床回復期、療養病床回復期においても最初にある病院が病床を開くといったときには、その病床が回復期にあっても2通りありますよね、そういうことを経由しないで療養病床という別のランクのところから始めるということはあるのですか。僕はその辺のところ一般病院であれば考えられないので、お伺いしています。

<事務局>

地域医療構想調整会議でも事前の病床の公募条件にもよるのですが、特に公募条件を付けていない場合があります。ただ今後地域で病床の公募をされる場合に、機能とか病床の種別とかを条件付けされるケースがこれからは考えられます。今後病床の種別についても条件が付いた場合にはこれは守っていただくということになります。一般という条件をつけたならば一般で始めていただく形でございます。

<委員>

医療課長がそうやってお話になっているということは、現場の地域の先生方の認識と医療課長の説明が合っていないからこうことになっているのですね。ということは、県は今回のことについてきちんと地元の医師会に県の本意をきちんと説明しなかったということではないのですか。

<事務局>

これは何回か6人の先生には説明させていただいた中で地域の意見を聴きながら、県の条件付け、許認可のときの条件付けについて話をさせていただきましたが、この説明というのは正直私も足りなかったと考えております。大変申し訳なく思っております。

<委員>

私、調整会議に出ていて移譲の話が出たときに、七沢の245床を含めたこれからの病床の区分、ここはどういう扱いになっているのですかと何度も聞きましたけれどもそのことについては結局県の方は明確な回答をされなかった。議事録を見ていただければはっきりとわかると思いますが、今になって、これは回復期であって療養型でもなんでもいからやればよかったという説明ですけれども、我々の認識としては回復期でどこかが手を挙げたときに先ほど委員がおっしゃったように一般病床でなくてやろうとしたら県が必ずそれはだめだとそれは言うであろうから非常に高いハードルで、まさかそのハードルを越えるのは非常に難し

いからそれはとても手があげられないなと我々にははっきりと思わせてしかしふたを開けてみたら真逆であった。そして今更言っても何ですが、11月に公募をして期間を経て翌年の4月から6月に譲渡する、これのできるのかなと思っていたらさっさと進む、非常に私としては何と言ったらいいか普通の感じではないという認識を持っています。これは回答を求めるわけではないですが、こういう経緯だったのではないかなと再度確認したいと思います。

<事務局>

冒頭の委員の質問の後半、きょう初めて葵会も出席いただいておりますので1年以内に転換できるのかという話とそれは当然人員確保できるのかというところを、逆にこれは我々も葵会から説明をしっかりといただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<委員>

もう一度確認したいのは、要するにプレゼンテーションの内容で審査が通っているわけですから、プレゼンテーションの内容が基本的な話になってくるわけです。自分たちはみんな人もしっかり見ます、地域が病院の名称を気にしているわけだから、厚木リハビリテーション病院仮称と言って、そういう話の中で審査も通っていることと思います。しかし、そこからあまりにもどンドン話がかけ離れていくというか、葵会七沢リハビリテーション病院、ホームページは七沢リハビリテーション病院、それは地域の意見をいろいろ言わせてもらったものとだんだんかけ離れていくような気がするのですけれど、その辺のところも踏まえながらお答えいただければありがたいです。

<医療法人社団葵会 東京本部>

まず人員確保の件については、みなさん集められないのではないかとこのところはあると思うのですけれど、この辺につきましてはプレゼンでもありましたように全国のネットワークを駆使しましてドクターの方を確保するというところは変わりありません。これについては、実績といいますと、現に私がやっています川崎のAOI国際病院、これはですね平成25年、社会保険の川崎病院、全国で初めての払い下げということで私どもの方でやらせていただいたのですけれど当初は職員を全部引き継いでくださいというような話だったのですけれど、実は全員おやめになられてしましまして、常勤なしのマイナスのスタートからだったのですけれど、308床になりますけれど、これは一般が100、療養が120、それから緩和28それから回復期60みたいな形でやっているのですけれど、常勤が30人でやっております、ゼロから1年間かけてこれは集めました。紆余曲折出たり入ったりして今現在は常勤が40名越し、延べ数でいきますと100名を越しているという状況でございます。これに関しましては全力で私ども取り掛かっていきたいと思っておりますし、実績というところではそうところを見ていただきたいというようなわけでございます。

<医療法人社団葵会 東京本部>

名称におきましてはプレゼン時に仮称葵会厚木リハビリテーション病院という形でさせて

いただきました。社内の方で厚木という地域、あまりに広いということがありましてそれと同時に中心地からも離れているということもありましてもう少し地名ということで「七沢リハビリテーション病院」、「葵会七沢リハビリテーション病院」という形にさせていただきました。いろいろとそういったことで関係各位にはご迷惑をおかけするようなことがいろいろお聞きしております、私どもといたしましてはですね単なる地名ということでつけさせていただいたのですけれど患者様ご家族の方また、地域の方にはですね、その辺、神奈川さんのリハビリテーション病院とは混同することのないように、こと細かく説明させていただきたいと考えておりますのでお願いいたします。

<委員>

葵会には葵会のご都合もあると思いますけれども、ただ七沢という地名がつけている範囲では地域の先生とか神奈川リハビリテーション病院との混同もあり、「七沢」と命名しているうちはとても地域との関係性は絶対できない。僕は病院協会の会長として厚木で皆様の意見を聴いてみると病院協会として県央地区は厚木と高座大和と分かれていますがお互い連携をとりながら一生懸命やっているところもあるので、やはり七沢の名称はで今でも困っています。最初に県に対する県の募集要項に対する要望書ということできっちりと文書の形で残っています。残っていることを気にしていて最初のころはやっていただいたのだけれど、社内で決まったから七沢の名称でやらせてくださいというのは、言うのは簡単だけれどプレゼンテーションでみんな納得した、地域にある程度気を使ってきているのだなというのを思わせるようなふりをしながら、ちゃぶ台をひっくり返すようなことをされるとやっぱり困ります。そのことに関してはいくら理解してもらいたいと言われても、名称に関しては僕らが命令することはできませんけれど、基本的にそういうことがあって経過にみんなが納得したことをひっくり返すということはものすごく信頼関係が悪くなることはしっかりとわかっていただきたいと思います。はっきり言って皆さんこのことに関しては感じる場所は凄くありますので、ご検討いただければありがたいと思います。次の会とき、病院からも名前のお話が出ると思います。

<委員>

人員確保についてです。6月20日の七沢リハビリテーション病院の開院についての文書を県の担当の方を通じていただいていたいました。そのときの開院時の予定として、95床で開院するという予定をいただいております。ですから私は95床から開始されるのだなと思っていました。ところがきょう資料をいただくと75床です。すでにできないわけで、なかなか人員は大丈夫ですといわれても本当かなと思うのですけれどもいかがなのでしょう。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

病床の方の質問ですけれども、おっしゃるとおり50床と45床、当初95床で用意してまいりましたけれども、最後の最後の構造承認の段階で、手すりの幅が少し足りないと指摘されて、手すりを埋め込むように言われてまして少し工事が間に合わないのでも20床減って2階

病床は25床ということで、手すりの工事の部分に関しては当初は使用しないようにと指導されまして、これは我々も意図したことではないので残念に思っているところです。

また、人員確保につきましては先のところはまだ読めていないところがありますが、現段階では9月の120床になります。9月に120床になるというのは手すり埋め込んだので2階の25床でオープンしたところが、20床増えて、45床使えるようになり、新たに2病棟50床、50床でトータル120床を9月1日にオープンする予定でいます。医師については既に確保できていて現在は10月1日以降の医師の数について確保を進めているところでございます。

<委員>

今、東京本部の方からお話がありましたが、川崎AOI病院ですか、いろんな話し合いの中で最初からは難しいということで、葵会の院長から私への説明では、人が集まらなくて困っている、人が集まらなくてどうしたらいいだろうと県に相談したら療養病床でやったらいいのではないかというふうなアドバイスを受けたということですね。これはどうでしょうか。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

それに関しては私が言い間違えた部分がございます、人が集まらないので県に相談してではなく、あくまでも葵会の内部でどうするかを考えて、療養病床でお願いできないかということでこちらから少しお願いしたというような経緯です。大変申し訳ないです。県の指導でそうなったわけではありません。そのとき私が言い間違えたのかもしれませんが。

<委員>

それは院長のほうからはっきり県に申し上げたのですね。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

私はそのときまだ赴任していなかったのでそのときの準備室の方で準備したものでその件に関しては本部の方でお話をさせていただいております。

<委員>

それが不信感を持つ最初のところなのですね。私たちはすべて悪い方にとってしまいますので、それをやはり元に戻すというのは大変です。よく知らないので確認したいのですが、病院の名称というのはどんな名前もつけてもよろしいのですか。

<事務局>

病院の名称は許認可上、明確な基準はありませんが、明らかに隣の病院とほぼ同じ名称とか、隣の同じ市内の同じ名称ということについては指導します。それから前段の病床の種別の話でございますが、七沢リハビリテーション病院の話にもありましたけれど逆に県から療養でやったらと言うようなことは明確にございません。これは約束させていただきます。逆に5月に療養でやりたいというご相談を葵会から受けました。相談を受けたときに逆に私の

ほうから療養はだめで、一般でなければだめですよと逆に県の方から申し上げたというところでございます。

<委員>

県からサジェスチョンしたということはないのですね。

<事務局>

はい。

<委員>

そうすると今の話であると、医療課長が、ずっと療養型はいけないけれど一般型に変えてくださいねという話をしたのですか。

<事務局>

これは許認可上、回復期リハをやるという中で基本的に承継の案件ですのでずっと療養ということはできませんということと、これは許認可をする中で承継の中で一般病床に転ずる必要がありますので、回復期でやるというのが大前提で、回復期をやる中で当初だけは療養でもいいですけど必ず一般に転じていただくということは確かに私の方から申し上げました。もう一点、よく私原則というお話をさしあげますけれど、原則は当初から一般病床ですという話もさせていただいておりました。

<委員>

この話は、移譲の最初のところで、地元の医師会に話をしていた段階、この場所において一般病床で今までと同じ機能を引き継いでいくという説明がなされていたと、それは多くの先生方が認識しているところです。地元の先生方は七沢の場所で人を集めて実際その時点で145床が動いていませんでしたので、人を確保するのは相当大変であろうということもあって人、モノ、金の観点から辞退をしたのかというのが一つです。それが第一段階だとすると、第二段階として今度は公募のところで文書が出てきますよね。今いった文書では一般病床の回復期リハビリテーション病棟とまでは書かれていない。一般とも療養とも書かれていなくて回復期を担うことと文書付けられているということですね、県立病院担当部長が言った理屈でいうと、県としては一般病床であろうと療養病床であろうと回復期リハビリさえやってくればよいと認識して募集要項を出していた。けれども葵会の方で出してきたプレゼン資料の人員計画等を見る限りでは一般病床の回復期リハビリ病棟を想定しているような人数を出してきた。ということは、葵会としても当初からこの承継に関しては一般病床の回復期リハビリテーションの245床であろうと、そういう形で準備をされてきたというのが認識のかなと。その時点では葵会の認識としてもそれでよろしいのかなと確認させてください。

<医療法人社団葵会 東京本部>

プレゼンの時の人数につきましては、私ども回復期ということで認識しておりました。はっきりいって一般、療養ということではなくて、私どものグループで柏の方にリハビリテーション病院の中で、人員配置をするにあたってドクターを配置するにあたって 20 床から 30 床で一名ということで算出させていただいたというところでございます。で今回現場のスタッフが来ているわけでございますけれど、療養の人員配置ではとてもやっていけないということは認識しております。一般の人員配置で充実した回復期リハをやりたいということで東京本部も現場の方も認識は一致している考えでございますのでそれを目指して頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<委員>

そうすると、一般病床とか療養病床とかには強い認識を持っていたわけではないけれど実態としてはそれぐらいの人数が必要であろうということで計画をされたということですね。次に 6 月ぐらいになったときに 1 年以上前から準備する期間があって十分な全国ネットワークがあるにもかかわらず、結局フルオープンという当初の想定を大幅に下回る人数しか集まらないという状況になって、ここで皆さんのほうで検討された結果、これは療養病床で始めてもよいのではないかとそういうような考えとかそういうふうに至ったということですか。

<医療法人社団葵会 東京本部>

経緯については、決まってから県と土地の登記の件でいろいろ協議をしていたことがありました。私どもも当初は 4 月のつもりでリクルートして準備をして AOI 国際病院に来ていただいていたんですけど、そういう経緯でズレてきました。皆さん病院経営されている方はお分かりになると思うんですけど、予定で決まっているとそれがずれてしまうと、人は違うところになってしまうということがあってリクルートの成果が消えてしまったというのは事実でございます。そこで今度は 8 月には何とかという気持ちがあったものから、その人員配置でできるところというところで療養という形でということになってこれは逐次順次やっていくということでもあります。

<委員>

川崎の AOI と七沢の場所では立地条件等がかなり異なります。人員を確保してやっていくのは大変だと思いますので一番危惧するのは患者さんだけフルでオープンして 245 床入りしました。一年たちましたが、やっぱり一般はとてもじゃないけど難しいですとなってしまう、約束と違うけれども、でも患者さんはいるのだから、そのままになってしまうことは、誰も望まない結果ですので約束を忠実に履行してもらうことを切望します。

もう一回県立病院課に確認させていただきたいのですが、結局当初から地元の方で一般病床のリハビリテーション病棟の承継ととれるような形で説明に回っていたにもかかわらず、募集要項、文書上は一般でも療養でもとれる、また名称に関しても地元の要望があったけれ

ども書いていないという非常にあいまいな形での募集要件になってしまっているわけですね。それが今日こういう形で揉めている問題となっています。当初からこの場所において 245 床でやってくれれば療養でも一般でもなんでもいいですよ、回復期リハさえやってくれれば何でもいいですよという説明があつて文書上でもそういう説明がされていれば、地元のほうでもっと手を挙げてくれる根拠となつたかもしれないし、逆に一般病床だと文書上で位置付けられていれば地元の医療機関は断念したし、葬会も手を挙げて一般病床でやるということになつたと思うのですね。そもそも文書が非常にファジーだったという点、そこが一番、今回の混乱の基だと思うのですがそこに関しての説明をいただきたい。

< 県立病院担当部長 >

先ほどもご指摘いただいたように、まず県立病院課の方ではじめ地域の方にご説明したときに七沢を承継するという表現について、それが地域の方ではその段階でおそらく一般病床か療養病床であるかということに関してはご説明していなかったのだらうと思います。七沢の病院を承継すると申し上げたときに、どのように地域の方に受け止めていただいたかということに関して、当時私どもはより説明する必要があつたということであればそれは受け止めさせていただきたいと思います。療養でも一般でもどちらでもと良い言い方であつたかはともかく、実際に七沢の機能がきちつと承継される、それは患者像も、病床ではなくても患者像がどういう患者なのか、きちつと高水準のリハビリをやって地域に戻すといったところに関しては事業計画が上がってきておりますので、表現の仕方はともかくと、目指すところ七沢病院をきちつと承継されているといったところでは事業計画が出されてきたというふうに考えております。

< 委員 >

今の県立病院担当部長の話にはあまりにも驚いてしまったのですけれど、役所の文書って内容が唯一ではないですか。役所の文書においてああもとれるこうもとれるというのは普通ありえないですよ。普通そういう誤解を生まないように役所の文書は出るのが普通ですよ。でも今の部長さんの発言ですと内容はどうであつてもというのは普通あり得ないと思うのですがいかがでしょうか。

< 県立病院担当部長 >

ご説明の仕方が大変申し訳ございませんでした。私どもが当初思っていたのはここで回復期のリハを何としてもやっていただきたいというところで、それが旧七沢病院の機能がそうであつたから同じ場所で同じ機能を引き継ぐという形では説明させていただいたのだと思います。ただそれが移譲条件という形になつたときに機能に着目した表現になつていたというところをご説明と違うのではないかという指摘かと思うのですが、私やはり繰り返して恐縮なのですが、この地域にどういう機能の病院が必要なのかやっぱりそれは回復期の病床が不足するからということでそれをしっかりやっていただきたいというところから移譲の条件を設定させていただいたところでございます。

<委員>

基本的には募集要件というのが非常にファジーで、回復期っていったときに回復期って何なのという定義づけはもの凄くあいまいですよ。地域医療構想の中で確かに回復期という表現も出てきていますし、一方でその前から回復期リハビリテーション病棟という病棟があったり、地域医療構想の中でも回復期の定義は全国の中で揉めているわけです。そういう意味ではその書きぶりというのは細心の注意が必要ですし、また、あの文書で見ると、結局療養病床で始めようが一般病床で始めようがルール上は OK というふうに最初に見たときにそう思いました。ということはどっちでもとれる、ただ結局それは冒頭で説明申し上げたように医者数で言ったら3倍違うわけですよ。医者数だけで回復期リハビリテーション病棟が決まるわけではないのですけれど、従来と同様の患者さんを想定されるのであれば基本的には一般病床でというのがルールとしてあったというわけですから、そういう意味で言ったら書きぶりが非常に甘いということが、それがそもそも不自然であると思います。

<委員>

県の方に聞きたいのですが、このような状況になってから厚木医師会長、厚木病院協会会長に話を申し上げたのはいつの時点ですか。一般病床でやれないということについてです。継承の条件が違って来るわけですよ。

<事務局>

葬会から話があったのは5月で、具体的に何日だったかは記憶にないのですが、私ども、厚木保健福祉事務所から厚木医師会長、厚木病院協会会長には説明させていただいたところがございます。ただその段階ですべて療養ではだめですよというところは回答したのですが、口頭で言われただけであったので、どういう計画でされるのか、最初から療養でどうするのかということに私の方にも疑問もありましたので、一報としては5月に入れさせていただいたところです。

<委員>

その内容を葬会の方から、地域の病院協会会長、厚木医師会長に葬会の方から持って行ったのはいつなのですか。

<医療法人社団葬会 東京本部>

こちらから会長の方にお話ししたというのは公式の場ではないと思います。

<委員>

地域の病院とか医師会とうまく密着しながらやっていかなければやっていけないわけですよ。何より疑問なのですが、それを公式の場の話し合いの申し入れをしないというのはどういうことなのでしょう。

<委員>

院長と事務長が僕に会いたいと言ってきたのは7月過ぎたぐらいです。ただこれだけガタガタしている時に会って、病院の説明を受け、いくら私たちの病院が素晴らしくできるという院長の熱い思いを聞いたとしても、この地域で院長等も知らないことがこれだけ起きていたと思うのでそこはきっちり私どもの方針とか考え方が決まってからお会いしましょうと、それは伝えました。アポをとられたのは7月上旬だと思います。

<委員>

委員がおっしゃられたように柏や川崎で成功していても七沢という立地条件もあまりにも悪すぎます。それは元々わかっていたはずですね。今回お伺いしたいのが2点あります。なぜ間に合わなかったのか。具体的には3.11みたいなのがあって特殊事情があって間に合わなかったのではなければ、1年後にできるとおっしゃられてもそれをすべて受け入れることはできない。もう一つは31年の7月には医師を16人にするという事なので一般病床をやるということであるという解釈でよろしいのでしょうか。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

後半のご質問に関してはそのとおりでございます。前半のご質問に関しては私では不正確な説明になると思いますので、本部から説明してもらいます。

<医療法人社団葵会 東京本部>

なぜ間に合わなかったかという部分なのですが、移譲の契約をすまし、土地もそうなのですが、建物開設するにはまず登記しなければならないわけです。今まで県の建物なので、登記がされていない、そうすると要は図面から書き起こさなければならないので、いつ登記が終わるのかということが見えませんでした。当初は神奈川県からも30年の4月に開設してくれということだったのでそれを目指していたのですが、とても無理でした。土地家屋調査士さんに全力でやってもらい、登記が完了しました。建物の登記が完了しないと定款変更もできませんので、そういった手続きがあり、結局スケジュール組みが非常に難しい状態で、遅くなってしまって、準備期間が結局短くなってしまいました。4月ということであればそれを見計らって前の年から人集めをしていくのですが、早く集めても開設できないということが目に見えてきたものですから、スケジュールリングが非常にあいまいな部分があり、結局準備期間が逆に短くなってしまったという原因がございます。

<委員>

県の方にお伺いします。そうすると、当初の予定通りやるのは絶対不可能ではないですか。どうしてそれを認めたのですか。

<県立病院担当部長>

移譲にあたりまして今お話があったように土地の問題であるとかですね当初想定してないこともありまして、実際が一番初めの想定した契約時期よりも契約を締結した時期が遅くなったことは事実でございます。そういう理由で契約が遅れて、その後の事務手続き、許認可等も時間を要したということだと思います。葵会とも契約のやりとりをさせていただいている中ではそういった許認可手続きをしっかりとやって、それとは同時並行して人材確保、それを進めていると聞いていました。やはり当初お互い想定していなかったことがあったのだと思いますが、それはどちらかという手続き面ということでございますので、医療人材確保がこれと関連して非常に難しいというようなことはないのではないかと思います。

<委員>

葵会にお伺いしますけれど、そうすると手続きと人員集めは同時には行っていなかったということですか。

<医療法人社団葵会 東京本部>

徐々には行っていましたけれど、結局開設いついつということがはっきり決まらない、人を入れる時期ですとかそういったものがあいまいな期間が長かったものですから、特に図面自体も古い建物でなかったので一から書き直しというのは全くの想定外でした。こちらとしまして、時間が読めない部分があるということになってしまったものですから、人集めしてしまってそのまま開設できないまま何か月という恐れも出てきたものですからなかなかそこが無理かなというのが事実です。

<委員>

県立病院担当部長にもう一回お伺いしたいのだけれども、葵会がおっしゃったように人集めができると思うとおっしゃったと思うのですけれど、できると思うという理由は何なのかですか。

<県立病院担当部長>

今お答えしたのは、最初何らかの原因で遅れているので難しいのではないかとというご質問に対してのお答えでございまして、今回遅れた理由といたしますのは…

<委員>

遅れた理由を聞いているのではなくて、あなたが最後に一年後にこういう人が集まると思うとおっしゃったことについて、そう思う理由は何なのかと聞いているのです。どうしてそんなに信頼していらっしゃるかと聞いているのです。普通、県は、こういう状態ならば葵会の味方をするわけでもなく、医師会の味方をするわけでもなくある意味行司役でしょう。ある意味当事者であるけれども、行司役ですよ。開設許可時に集まらなかった人について、あなたがどうして1年後に今葵会がおっしゃった人数が集まると思いますって何でおっしゃ

ることができるのですか。そのことは訂正されますか。

<県立病院担当部長>

なぜ遅れているのかということに関しては、今回契約が遅れましたというところがあったことは事実でございます。そこが原因であって人集めが今回遅れたというご説明であれば、それはそうなのだろうと思います。今後人集めをしていくことに関しては、当初の影響とは別の話になるかと思しますので、当初の事業計画に則る形で、進めていただくという考え方だと思っております。それにつきましては私どもの移譲した後の契約で…

<委員>

話を変えないでください。進めていただくのではなくて先ほど僕ができると思うと聞いたのは僕の聞き違いですか。僕の誤解ですか。誤解なら誤解とおっしゃっていただければいいのですが、そうじゃなかったらおかしいのではないですか。一年後に今の目標に到達できなければ県はどういうふうな顔をなさるのですか。

<県立病院担当部長>

私の説明の仕方がまずくて先ほどの発言になってしまいました。今後に関しては、今までの遅れとは原因が違っておりますので、遅れが引き継がれることはないということで申し上げたものでございます。当然これから葬会のほうがしっかり事業計画を履行していくことに関しましては、移譲の契約でやはり募集要項、事業計画をきちっと履行していくことを県の方では確認をしております。当面契約上は四半期に一回報告を求めることになっているところをきちっと転換していただくために、毎月見させていただきます。そこでもし何らかのことがあれば当然指導させていただくということになろうかと思っております。

<委員>

これは、公的なものだから議事録とっているわけですね。僕の発言が間違っているのであれば僕の発言は間違っていましたとおっしゃってくだされば結構なのですが、その点は何も触れないで、私は最初の方はこうだけれども後の方はこうだというのは筋が通らない。

<委員>

このような状況の中で県の方、葬会の方、どういうふうな提案をして掛け違ったボタンを正しい位置にしようとお考えでしょうか。今までの話ずっと伺っていると、これは根本的なところで信頼関係がなくなっていくような方向へいっているとしか私には思えない。そこで新しい提案を県なり葬会からされるべきではないのでしょうか。こういうところで信頼を回復させるためには、こういうことができるというような発言がないとこのままずっと永遠に続けて結局これは何も決まらずというかとてもじゃないけどここでまとめるというのは議長としても大変だと思うのです。何か具体的な提案があってしかるべきと思うのですがいかがでしょうか。

<事務局>

県の方からお答えさせていただきます。厚木医師会長のほうからご発言があるかもしれませんが、県としましては、まず医療課の方では許認可という形で条件を付けさせていただきましたので、開設許可に条件をつけるというのは凄く大きなことです。これは医療法に基づいた開設許可でございますので、先ほど一年以内に一般病床に転換、簡単にいうと医師の数を16人にする、これに違反したら明確な違反でございます。ですので、こうなった場合には明確な行政指導をする、最悪営業の関係で口出しさせていただくという形になる、ということは葵会には強く当初から申し上げております。これをきちっと守っていただく、許認可上はこの条件を付させていただいたのがまず一つでございます。それからまたこれも医療課の方ですが、今日集まっていた地域医療構想調整会議、地域医療をどうやって連携していただくかということについて進めていく立場でありますので、発言でもおっしゃっていただいたようにまだまだ信頼関係がとてできていとは思えませんので、この場だけではなくて先ほど県立病院担当部長が一か月ごとの進捗状況を県でチェックしていくとありましたけれど、これとは別に地域でももう少しメンバーを絞るのだと思うのですけれど随時葵会とその後どうなったのか、どうやって進んでいるのか、どういうふうに連携していくのかということをお聴きさせていただくあるいは連携について話し合わせていただく、こういった場を設けさせていただきたいという提案をさせていただきたいと思います。

<委員>

我々人員が難しいのはわかっていますが、名前はここで七沢使わないということについては明言できるのではないですか。それぐらいしていただきたいと思います。

<葵会七沢リハビリテーション病院>

新しいプランをとということでございますけれど、そうはいつでもなかなか皆さん納得いただけるプランはでてこないかと思うのですけれど、ホームページにおいて、病院の理念としましては、すべては利用者のためにとつております。可能な限り回復期リハビリテーションの機能をしっかりやるとそれしか我々にはないのではないかと思います。来年8月1日あるいはそれより前の7月1日に一般病床回復期リハビリテーション病棟としてすべてを転換する予定でございますけれど、ただそれにはまだ不十分であると認識しておりまして、最終的には以前に七沢リハビリテーション病院脳血管センターが担っていた役割を担っていく、一般回復期リハビリテーションⅠをとりまして、以前の病院のように承継するという意味で、リハビリテーションの人材を輩出していくことは我々の使命だと思っております。それが新しいプランというわけではないのですけれど、ただそれに向けてひたすら努力するしかないのかと思います。また、名称のことでございますけれどいろいろな私たちの不手際がありまして申し訳ございませんけれど、私都内から通っておりますが都内の家内の友達なんかにお聞きしても、私が厚木のリハビリテーション病院と言いますと、七沢リハビリテーション病院でしょとすごいネームバリューなのですね。やはりそれはそのネームバリューを利用する

という意味ではなくて利用者の方が今までと同じような利用をできるのだと思っていただければいいなと思ひましてあえて名称変更のご指摘がありましたけれど、一応今までそれに関しまして名称変更しますと申し上げなかったのはそういう思いもありまして少しご考慮いただければなと思ひます。よろしくお願ひします。

<委員>

客観的に見ていまして、全く話しが先に進んでいないのですね。議長いつまで続けるつもりなのでしょうか。

<会長>

進行が不手際で申し訳ありません。今まで開設移譲のところまで話がいきまされたので、実はこの議題に関しては8月9日にも、県央地区の医療機関の方に入っただけいで行ふ予定です。今回調整会議の在り方が問われていることもあり、それに関しても、今日、検討したかったのですけれど、時間的なものもありますので、次回の8月9日の一般医療機関が集まっただけいで後の調整会議のところでは話を進めさせただけいという形にしたいと思ひます。我々としても、いろいろな思いがありますが、我々の意見を受けて、まとめたけいで、文章としてきちんと葵会の方々には書けいでいただき、次回の8月9日の第1部の会議で提示していただきたくと思ひます。信頼関係というところはまだまだうまくいかないところもありますので、そこをわかるような形で書けいでいただければと思ひます。

何か今まで発言されていかなかった方で何かあるようでしたら発言いただければと思ひます。

<委員>

信頼関係がやればやるほど失われていっただけいような気がします。先ほどの県のお話もそうですけれど葵会の方も発言すればするほど逆に信頼関係が失われるような気がして客観的に見てそうですから、感情を持ってみている方はもっと信頼を失っただけいのではないかと思ひます。本当に先ほどの話ではないですけれど新しい提案が全くないのであればもう意味のないことではないかと思ひます。

<委員>

信頼関係という話ですと一番信頼を失っただけいのは県ではないかと思ひます。我々も法律の面で県の指導をいろいろ受けてという立場にあります。その行政の担当課の方が今回のことで非常に失望感があった。行政は一体どこを向いているのかと、非常にあいまいで先ほどご指摘ありましたようにこれまでの役割は何だったのか。答弁ひとつとつてもそうです。本当にこれまでの失敗を回復しようという姿勢がなくて単なる答弁に終わってここで言われていることも真っ向からお話にならない。本当に県行政に対して失望しました。信頼回復するのが急務かなと思ひます。次回以降期待しております。

<委員>

堂々めぐりでなかなか前に進まないということで私も進行を遅くしているのかなと思申し訳ないのですが、われわれ医療機関の人間からすると、県の行政は融通が利かなくて杓子定規で厳しく対応するというのが、それがお役所の対応だと思っています。そういったとらえ方からすると一般病床でという形で皆が認識していて文書上はそうではないとしたとしても、この問題が起きたときに、イレギュラーな場所で我々に話題を振ってきて我々が反対したからそれがどうなのかということではなくて、あくまでこれは県が認めるか認めないかというのは県としていろいろなルールがある中でやるべきことなのにそのあたりに関してこちらがいろいろ意見をいったところでなかなか反映されないというようなことは凄くおかしいことです。この問題に関して副知事が葵会の本部の方まで行かれて約束をされてきたということは伺っておりますけれど、通常自分たちが病院を開設するときに副知事が飛んできてなんということは通常ありえない。非常に厳しい条件付け、知事名で付帯条件ということで文書を出していますけれど、やはり特殊であり、いびつでおかしいなと思うのですけれど今回の案件は県からしても特殊な案件なのですかということを確認させていただきたい。葵会の方に最後にもう一点だけ確認させていただきたいのは、院長が一年後には一般病床でということ宣言されています。言い方がいやらしくて申し訳ないのですけれど一年後には院長先生いるかどうかわからないので、本部の方のほうから一年後一般病床でやるということを最後話していただかない限りは県としても来年の7月以降は一般病床でやってください葵会がやりますとこれがない限りは特殊事情だとしても前へ進まないの少なくともそこだけは確認させていただきたい。一年後には県と葵会はしっかりやりますと言っているけれども、皆さんどう判断しますかとやらないと前に進まないの。県の方は医療課長と県立病院担当部長、普通によくあることなのか特殊案件なのかということ、それから一般病床については葵会の本部の方からお伺いしたいです。

<事務局>

許認可というところであれば回復期リハビリテーション病棟の一般病床を承継ということはありませんので、これは特殊といえば特殊なのですけれどそれを療養から始めたということはある意味特殊なことだと思います。ただこのケースであれば私ども許認可上の判断としてこれは厳格にやらせていただきましたので相手方がどの法人であっても同じやり方をとらせていただいております。ただその前段で、委員がおっしゃったように、地域医療構想をコーディネートしていくものでもございますので、地域との信頼関係については、私どもの力が足りない点ところであったと思います。反省しております。昨年度、保健医療計画の改定の中でも県央地区様々な議論をさせていただいて一定の信頼関係を築いてきた中でこのような話なので大変私としては申し訳なかったと思っております。これは8月9日にも会議ございますので、これは第1部、第2部に会議分かれますけれどもこの中で会長から先ほどお話ありましたけれどもこういった中でも今後どういうふうに県と地域の皆さんの中でどういう形で運営していくのか忌憚のないご意見をいただきながら運営させていただきたいとこのように思っているところでございます。

< 県立病院担当部長 >

今回移譲にあたりまして、移譲して土地建物を売買したと契約を結んだところでございますので、契約の中で事業計画の中で募集要項をきちんと履行していくということに関しては確かに特殊というよりは、移譲のルールに則ったものというように思っています。ただ指摘がありましたように、そうはいつでも移譲を進めていくにあたって地域との連携を図るということもありますし、地元の信頼関係を構築したうえで進めていかなければならないということから考えますと、手続き的には特殊ではないと思っております。こういった状況になっているということにつきましては、やはり移譲した側としてもしっかり受け止めさせていただきまして、今後こういった形で信頼関係が構築できるのかといったことに関しては検討していかなければならないことだと思います。

< 医療法人社団葵会 東京本部 >

先ほど病院が話した内容は東京本部の葵会の法人としても本意でございますので一年先頑張ってやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

< 会長 >

先ほども少し話をさせていただきましたけれど葵会におかれましては、地域における信頼関係の構築と相互理解の促進の観点から本推進会議の意見を踏まえて推進会議あての公約の文書を8月9日に提出していただきたいと考えておりますがそれについてはいかがでしょうか。

< 医療法人社団葵会 東京本部 >

そのようにさせていただきます。

< 会長 >

葵会のほうから9日の推進会議で推進会議あての文書を提出していただくことを約束していただきましたので時間を過ぎて申し訳なかったのですが議論が多々尽きないところはありますけれど本日の議論はいったん締めさせていただきますと思います。葵会の方におかれましてはお約束の文書の提出についてお願いしたいと思います。進行を事務局にお返しします。

< 事務局 >

それでは、以上をもちまして、県央地区保健医療福祉推進会議は終了といたします。次回の推進会議は8月9日(木)16:00から、大和センター講堂で開催する予定です。皆様、本日は、お忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございました。